

議第25号

滋賀県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会運営等基金条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和8年2月16日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会運営等基金条例の一部を改正する条例
滋賀県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会運営等基金条例（昭和63年滋賀県条例第6号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

わたSHIGA輝くスポーツ振興基金条例

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 わたSHIGA輝く国スポ・障スポの愛称で開催された第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会の成果を継承し、本県のスポーツの振興を図るため、わたSHIGA輝くスポーツ振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。